



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 11 月 26 日 (木曜日) 第 159 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (2 件) …… ( “ ) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… ( “ ) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2

### 公 告

- クリーニング師試験の実施…………… (衛生管理課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 2
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (2 件) …… (農村整備課) 3
- 教育委員会規則**
- 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 934号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字宮ヶ原乙3125-49 (次の図に示す部分に限る。)、乙3129-2、乙3151-7

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 935号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字木浦木5993-1 (次の図に示す部分に限る。)、5993-16

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字木浦木5993-1・5993-16 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 936号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字上阿床2881-2、2884-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字上阿床2881-2・2884-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに西臼杵郡役所に備え置いて縦覧に供する。)

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 937号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小林市東方字木浦木5993-1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 938号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 11 月 26 日から同年 12 月 10 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 見立字若松 山3052番5 地先から同 郡同町同大 字同字3067 番1地先ま で	旧	4.6～ 49.1	140.0
				新	7.2～ 57.1	140.0

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日

令和 3 年 2 月 4 日（木曜日）

2 試験の場所及び時間

(1) 学科試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ  
イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識  
イ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して宮崎県福祉保健部衛生管理課に提出すること。

(1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）

(2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

6 受験願書の受付期間

令和 3 年 1 月 4 日（月曜日）から同月 18 日（月曜日）まで

7 その他

(1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。

(2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。

(3) 合格者の発表は、令和 3 年 2 月 18 日（木曜日）午前 9 時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。

(4) 受験手続その他事項については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用の切手を同封すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高鍋ショッピングセンター

児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前2100番地の31 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年6月23日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年11月26日から令和2年12月28日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和2年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和2年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月26日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

### 宮崎県教育委員会規則第22号

#### 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(特別支援学校が行う教育の対象者)	(特別支援学校が行う教育の対象者)																
第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。	第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立清武せいりゅう支 援学校</td> <td>肢体不自由者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	対 象 者	[略]		県立清武せいりゅう支 援学校	肢体不自由者	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立清武せいりゅう支 援学校</td> <td>肢体不自由者、<u>病弱者</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	対 象 者	[略]		県立清武せいりゅう支 援学校	肢体不自由者、 <u>病弱者</u>	[略]	
学 校 名	対 象 者																
[略]																	
県立清武せいりゅう支 援学校	肢体不自由者																
[略]																	
学 校 名	対 象 者																
[略]																	
県立清武せいりゅう支 援学校	肢体不自由者、 <u>病弱者</u>																
[略]																	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

--	--